平成26年12月 8日 開会 平成26年12月19日 閉会 (定例第10回)

# 大山町議会会議録 (副本)

大山町議会

# 大山町告示第158号

平成 26 年第 10 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 26 年 12 月 4 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 8 日 (月) 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場

\_\_\_\_\_\_

# 〇開会日に応招した議員

加 藤 紀 之 大 原 広 巳 大 杖 正彦 員 岡 伸夫 遠 幸子 米 藤 本 隆 記 大 森 正 治 杉 谷 洋 一 野 昌 作 近 藤 大 介 西 尾寿博 吉 原 美智恵 岩 井 美保子 岡 聰 田 西 山 富三郎 野 俊明 

\_\_\_\_\_

# 〇応招しなかった議員

なし

# 第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 26 年 12 月 8 日 (月曜日)

# 議事日程

平成 26 年 12 月 8 日 午前 10 時 開会

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第130号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の制定について
- 日程第 5 議案第 131 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第132号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第133号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第134号 新町まちづくりプランの変更について
- 日程第9 議案第135号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 10 議案第 136 号 平成 26 度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 11 議案第 137 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第12 議案第138号 平成26年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 13 議案第 139 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 140 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 15 議案第 141 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 142 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

\_\_\_\_\_.

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

\_\_\_\_\_.

# 出席議員(16名)

	1番	加	藤	紀	之		2番	大	原	広	E
	3番	大	杖	正	彦		4番	遠	藤	幸	子
	5番	圓	岡	伸	夫		6番	米	本	隆	記
	7番	大	森	正	治		8番	杉	谷	洋	_
	9番	野	口	昌	作	1	0番	近	藤	大	介
1	1番	西	尾	寿	博	1	2番	吉	原	美智	恵
1	3番	岩	井	美保子		1	4番	岡	田		聰
1	5番	西	Щ	富三	三郎	1	6番	野	П	俊	明

\_\_\_\_\_.

# 欠席議員(なし)

\_\_\_\_\_

# 欠員(なし)

\_\_\_\_\_.

# 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 ………… 提 嶋 護 大

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ………… 森 田 増 範 教育長 …………山 根 浩 副町長 ……… 小 西 正 記 教育次長兼学校教育課長 …………………………… 齋 藤 匠 総務課長 ………… 酒 嶋 宏 社会教育課長 ……… 手 島 千津夫 中山支所総合窓口課長 … 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 ………… 林 原 幸雄 大山支所総合窓口課長 … 門 脇 英 之 野 隆 弘 企画情報課長 ………… 戸 税務課長 ……… 野 間 一 成 建設課長 ………… 野 坂 友 晴 農林水産課長 ………… 山 下 一 郎 農業委員会事務局長 …田 延 明 水道課長 ………… 白 石 貴 和 福祉介護課長 ……… 持 隆昌  $\mathbf{H}$ 観光商工課長 ……… 福 留 弘 明 保健課長 ……… 後 英 紀 藤 観光商工課参事 …… 齋 藤 淳 人権推進課長 ……… 松 田 博 明 地籍調査課長 ………… 野 口 尚 登 住民生活課長 ………森 田 典 子

\_\_\_\_\_.

### 午前 10 時 03 分 開会

**〇局長(小谷 正寿君)** 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

\_\_\_\_\_.

### 開会・開議・議事日程

○議長(野口 俊明君) これから 12 月定例会を始めますが、ただいま中海テレビが入っておりますが、私が許可いたしましたんで、取材の許可をしております。

そういたしますと、ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、 平成 26 年第 10 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_.

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(野口 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番 大杖正彦君、 4 番 圓岡伸夫君を指名します。

\_\_\_\_.

# 日程第2 会期の決定について

○議長(野口 俊明君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 12 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの12日間に決定しました。

\_\_\_\_\_.

### 日程第3 諸般の報告について

○議長(野口 俊明君) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。 検査等の資料は、事務局にありますので閲覧してください。

9月定例会において可決されました意見書は、9月30日に関係方面へ提出しました。本定例会に町長から提出された議案はお手元に配布の提出案件表のとおりであります。次に町長から、政務報告から報告第16号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計4件の報告の申出があります。

これを許します。町長 森田 増範君。

- 〇町長(森田 増範君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田 増範君)** おはようございます。本日からの定例議会よろしくお願い申

し上げます。政務報告ということで、9月の定例議会以降における各種事務事業の取組 み状況につきまして、その主なものを報告を申し上げます。

まず総務課関係であります。

1点目に大山町総合防災訓練等についてであります。

防災関係機関の災害発生時の応急対策活動の検証と町民に対する防災意識の高揚を図ることを目的に総合防災訓練を実施いたしているところであります。今年度は、10月13日に、大山地内において、祝日でありますけども、大雨による土砂災害を想定をして、避難訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対応訓練、炊出し訓練等を行い、当日は台風11号と重なりましたけれども、無事実施することができました。また、10月18日土曜日には鳥取県原子力防災訓練が行われ、本町職員も名和総合運動公園で行われたスクリーニングこれに参加をいたしたところであります。

2点目に後期区長会につきまして、11月24日に区長会を行いました。今年1年間の 各集落における取組みについて、お礼を申し上げるとともに、平成27年度に向けての 連絡事項や、年末年始・あるいは冬期における事項等を報告いたしたところであります。 なお、平成27年の初区長会は、1月11日日曜日に行う予定としております。

3点目に職員採用試験についてであります。

平成 26 年度大山町職員採用試験を 11 月 24 日に実施をして、一般事務職 1 名、保健師 1 名、保育士 2 名の計 4 名の採用を決定いたしたところであります。

次に、企画情報課関係であります。

1点目に地域自主組織の設立についてであります。

旧小学校区を単位とする 10 の地区で、それぞれまちづくりの取り組みを進めていただいております。昨年度までに高麗地区と逢坂地区で地域自主組織が設立されておりますが、今年 9 月に上中山地区、11 月には御来屋地区と庄内地区で地域自主組織が設立をされました。それぞれの組織で策定をされましたところの、まちづくり計画、これの実施により、地域の活性化、これを期待いたしているところであります。

2点目に、未来づくり10年プランについてであります。

プラン策定にあたりまして、素案を検討する大山未来会議、これを設置をし、作業を進めております。現在、7つのチームに分かれてミーティングを重ねており、来年度に実施する社会実験に向けた準備をすすめています。なお、来る12月13日の土曜日、この午後には、保健福祉センターなわにおきまして、大山未来会議による活動の成果の報告会が、広く住民の皆様を対象にして行われます。当日は、当事業の委託先であります株式会社 studio-L 代表であり、また日本を代表するコミュニティーデザイナーの山崎亮氏も加わっていただきます。多くの皆様に参加をいただきますよう、この場をお借りてご案内を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

3点目に、大山はまなすサイクリングについてであります。

中山まちづくり実行委員会主催で10月5日日曜日に開催をされました。161名の参加者の皆様には、大山町の豊かな自然の中を自転車で巡ったあと、焼肉やお楽しみ抽選会などでにぎやかに交流をしていただいたところであります。

4点目に、姉妹都市との交流事業についてであります。

姉妹都市締結 20 周年となるテメキュラ市からは、10 月 15 日から 19 日の 5 日間、11 名の記念訪問団、アメリカからお迎えをして記念式典やパーティーなどを行ったところであります。旧交をあたためるとともに、これからの交流の継続を盟約書として取り交わしたところでもあります。

また10月には、韓国襄陽郡の松茸まつりあるいは、広島県呉市の食の祭典に、それぞれ訪問団を派遣をいたしております。

今後、民間主体での交流がいっそう盛んになることを期待いたしたいと存じます。 次に、人権推進課関係であります。

1点目に、平成26年大山町解放文化祭についてであります。

第24回名和地区解放文化祭が、11月8日そして9日に人権交流センターで行われ、また、第22回下田中解放文化祭は、11月15日と16日に中山ふれあいセンターで、また、第13回の中高ふれあい祭りは11月16日に中高ふれあい文化センターで、実施いたしたところであります。各地域の活動の特色を生かして、小中学校の調べ学習や人権作文・人権劇の発表、サークルなどの活動発表、講演会、人権コンサート、作品展示やバザーなどたくさんの催し物を行い、活気に満ちた文化祭となりました。3地区で約1,300名の方にご来館いただたところであります。

次に2点目に、平成26年人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。 今年の小地域懇談会はご近所にいてほしい人はこんな人、これをテーマとし、話し合いを通じてコミュニケーションを深め、一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手として主体的に行動する実践力を養うこと、これを目標として実施いたしております。11月30日現在で167集落のうち129集落で実施していただいているところであります。

3点目に、人権交流センター下水道接続工事等についてであります。

人権交流センターの下水道接続の工事を株式会社所子建設が請負、施工中であります。 次に、住民生活課関係であります。

1点目に、所子地区忠魂碑撤去・移設工事についてであります。

町有地に建立されている所子地区忠魂碑は、老朽化により倒壊の危険があることから、住民の方の安全を図るために、撤去・移設工事を行いました。なおこの忠魂碑は、所子 伝統的建造物群保存地区の指定範囲の中の物件でございまして、保存審議会の審議を経 て、11月15日に工事を完了いたしたところであります。

2点目に、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業についてであります。 平成26年4月からの消費税8パーセントの引き上げに伴い、所得の低い方や子育 て世帯の負担を緩和するために2つの給付金事業が実施をされ、本町では11月30日までに、臨時福祉給付金では3,407人に4,477万円を、子育て世帯臨時特例給付金では1,605人に1,605万円を支給いたしたところであります。

次に、地籍調査関係であります。

大山町中山、大山地区地籍調査事業についてであります。

まず中山地区につきましては、田中及び御崎の各一部は法務局に送付をし登記申請中であります。田中、潮音寺、栄田、石井垣、樋口及び赤坂の各一部は閲覧が終了をし認証請求準備中でございます。樋口、八重、東積、石井垣、退休寺、高橋及び下甲の各一部は、現地調査及び測量中であります。

大山地区につきましては、妻木、長田、富岡及び大山の各一部は認証請求中であり、 大山の一部は現地調査及び測量中であります。

次に、保健課関係であります。

各診療所の今年度上半期の診療状況についてであります。

名和診療所の今年度上半期の外来件数の合計は3,110件、前年対比104%で前年度と 比較をし、増加いたしております。大山診療所は1,307件、前年対比97%、大山口診 療所は6,053件、前年対比98%とほぼ前年並みとなっております。

次に、福祉介護課関係であります。

1点目に、敬老会につきまして、平成26年度敬老会を、大山地区は9月27日に大山総合体育館、中山地区は10月1日に中山農業者トレーニングセンターで、名和地区は10月7日に名和農業者トレーニングセンターで、それぞれ開催をいたしました。今年度中に満75歳以上になられます方3,537人にご案内をし、うち1,009人の方のご出席をいただいたところであります。当日のアトラクションでは、公民館サークルで活動されているみなさんをはじめ、民生児童委員さんにもご出演をいただき、出席された皆さんに大変喜んでいただいたところであります。

2点目に、認知症の啓発活動についてであります。

現在、認知症の方は、全国で 500 万人を超えているともいわれており、ガンなどと並ぶ国民病のひとつとなっております。去る 11 月 30 日に、認知症を正しく理解をしていただくために、認知症講演会を開催いたしました。80 人の参加をいただき、エスポアール出雲クリニック院長の高橋幸男先生の講演を通じ、認知症のからくりや地域の支え合いの大切さについて理解を深めていただいたところであります。今後も積極的に啓発活動を進めてまいりたいと存じます。

次に農林水産課関係であります。

1点目に、立木竹の整備や森林資源の活用を進めるために、樹木粉砕機を3台導入を し、11月から自治会や竹林等所有者の皆さんへ貸出しを始めているところであります。 近年、町内におきましても放置竹林が拡大しつつあり、周辺の山林へ悪影響を及ぼして おりますので、これらの整備と併せて粉砕チップを堆肥やあるいは土壌改良剤、防草材 等に活用していただく取組を支援してまいります。

2点目に、ナラ枯れ被害駆除事業についてであります。

昨年から国立公園大山周辺で発生をしたナラ枯れ被害は、今年も新たな場所で確認されるなど被害地の拡大及び、被害量も3倍程度となっています。このため、昨年に引き続き駆除事業を発注し、現在大山森林組合が業務遂行中であります。

次に、観光商工課関係であります。

1点目に、観光振興関係について、この秋の大山観光は、週末天気のぐずつきにより、全体的に苦戦をいたしました。10月18・19日には皆生大山 Sea to Summit 2014の開催、また19日には、春秋通算で75回目となります大山の一斉清掃が、50団体800人の参加で実施をされました。また11月1・2日にはお盆に行った大山参道のライトアップ、これの秋華の灯りとして再現する取り組みが行われました。あいにくの天候ではありましたが、お越しいただいたお客様からは感嘆の声が上がっており、今後に繋がる取り組みとなりました。台風のために延期となりました、とっとりバーガーフェスタこれは11月8・9日の2日間、規模を若干縮小して開催されました。こちらも天候に恵まれない中、2万6,000人ほどのお客様にお越しいただくことができました。町内からも2事業者のバーガーが予選を通過をし参戦し、ご好評をいただいたところであります。

2点目に、道の駅リニューアルオープンイベントについてであります。

11月22日日曜日、オープンイベントを開催し、また軽トラ市、あるいは大山恵みの 里公社との共催で実施いたしたところであります。この度のイベントは、国土交通省が 道の駅に隣接する名和パーキングエリアに道路情報提供棟と24時間利用可能な公衆ト イレなどを新設したことで、施設全体が道の駅として変更認定されたことを広く知って いただくための取り組みでございます。当日は、大山町青年団をはじめとする地元団体 や生産者の方々のご協力により、また天候にも恵まれたことで、多くの来場者でにぎわ ったところでございます。

つづきまして、建設課関係であります。

1点目に道路改良事業についてであります。

交付金事業におきましては、工事について山村文殊領線ほか道路改良工事 11 件を請 負施工中であります。委託業務では坊領向原線 2 件を委託をし、業務遂行中であります。 また、小規模急傾斜対策事業で 1 件、単町道路事業で 1 件の工事発注を実施をし、請負 施工中であります。

2点目に、災害復旧事業についてであります。

8月の集中豪雨で被災を受けた災害復旧事業は、10箇所中8箇所が完了をし、残りの2カ所につきましては現在施工中であり、今月末には完了する見込みでございます。

次に、社会教育課関係であります。

第7回大山町総合文化祭についてであります。

10月25日、26日の両日、大山農業者トレーニングセンターを会場に第7回大山町総合文化祭を開催をし、両日とも好天に恵まれ9,000人ほどの来場者で賑わいがありました。実行委員会、また部会での度重なる検討により、展示、発表、物販とも充実した内容となり、好評を得ました。なお、先日の実行委員会で、来年度の総合文化祭は名和地区を会場に、10月24日土曜日、25日日曜日の日程で開催すること、これを決定いたしたところであります。

最後に徴収金関係であります。

未収金の収納に向けて 26 年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりでございます。また、9 月以降の各課の取り組みにつきまして、述べさせていただきます。まず、税務課・滞納対策室であります。

現年分につきましては、新規滞納者に対し催告状送付、電話催告を行い納付勧奨に努め、必要に応じて、預金調査をしながら差押等に取り組んでおります。滞納繰越分につきましては、滞納対策室が、時効管理を踏まえつつ、来庁面談、各種調査、差押予告送付、捜索、滞納処分及び執行停止を実施いたしております。

なお、今年度実施いたしました主なものは、11月末現在で捜索6件、滞納処分の執行停止措置34件、預貯金の差押23件、生命保険の差押2件、給与の差押2件、自動販売機の差押1件の約104万円、不動産1件であります。

また、消費者金融からの借入金についても聞き取りを行い、過払い金がありそうな場合は、弁護士への取り次ぎを行っているところであります。

建設課につきまして、町営住宅家賃の徴収につきましては、電話及び文書での督促、 臨戸訪問し、面談を繰り返しながら取り組んでおります。滞納者の方には、収入申告書 提出の際、面談を行い、確約書を徴取し計画的な返済に努めております。今後も滞納者 が増えないよう、努力してまいります。

次に、幼児教育課であります。

保育料の徴収につきましては、現年度分は、納付が滞ることがないよう督促状の送付、電話催告等、保育所と連携をとりながら徴収に努めております。滞納分につきましては確約書に基づき、計画的な徴収に取り組んでおります。

次に、水道課であります。

上・下水道料金等の徴収につきましては、電話での督促、積極的な臨戸訪問を実施をし、徴収に取り組んでおります。また、9月以降に水道料金を3か月以上滞納している59世帯に対して給水停止予告を通知をし、納付を督促いたしましたが、料金納付または分納誓約書の提出の無かった4件につきまして、給水停止を実施いたしました。今後も引き続き滞納金の縮減に向け、努力をしてまいります。

次に、人権推進課であります。

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、引き続き文書・電話等での催促、分納履行者の納付確認をしながら徴収に取り組んでおります。また、分納が履行できない滞納者には、面談などを行い再度、継続的な納付をお願いいたしております。今後も関係部署と連携を取りながら滞納対策に取り組んでまいります。

最後に、学校教育課であります。

給食費の徴収につきましては、引き続き関係課と連携をしながら、滞納金の縮減に努力をしてまいるところでございます。

以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第 14 号 平成 26 年度大山町土地開発公社収入支出決算についてであります。本案は、地方自治法第 243 条の 3 第 3 項及び地方自治法施行令第 173 条の規定に基づき、大山町土地開発公社の平成 26 年度決算に係る書類を提出するものであります。なお、大山町土地開発公社は 7 月 10 日に解散し、11 月 10 日に清算結了いたしました。11 月 27 日に清算結了登記完了した旨を 12 月 2 日に鳥取県知事に報告した結果、すべての清算行為が完了いたしております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

続きまして、報告第15号 長期継続契約締結の報告についてであります。本案は、 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、 委託契約等を締結いたしましたので、議会に報告するものであります。契約の名称、契 約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布をいたし ております長期継続契約締結報告書のとおりであります。

以上で、報告第15号の説明を終わります。

続きまして、報告第 16 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき 事項に係る報告についてであります。

本案は、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布をいたしております報告書のとおりでございます。

以上で、報告第16号の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(野口 俊明君) これで諸般の報告を終わります。

### 日程第 4 議案 130 ~日程第 16 議案 142 号

〇議長(野口 俊明君) 日程第 4、議案第 130 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第 16、議案第 142 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてまで、計13件を一 括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

- 〇町長(森田 増範君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田 増範君)** ただいまご上程いただきました、議案第 130 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て関連3法案成立により改正された児童福祉法では、家庭的保育事業等は市町村の認可事業とされ、国が省令で定める基準をふまえて、設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとされたために、本条例を制定するものでございます。この基準を定めるにあたっては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の類型ごとに、国が示した従うべき基準及び参酌すべき基準、これをふまえることとされており、本町は国が定めた基準のとおり定めます。

なお、この条例の施行は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律、これの施行日からとしております。

これで、議案第130号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 131 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度におきましては、内閣府令で定められた国の基準をふまえて、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めることと規定されたため、本条例を制定するものであります。本制度におきまして、事業者が施設型給付または地域型保育給付の支給対象になるためには、教育・保育施設または地域型保育事業の認可と合わせて、施設及び事業の類型に即して給付対象となるかどうか、市町村の確認を受けることが必要とされております。この基準を定めるにあたりましては、国が示した従うべき基準及び参酌すべき基準、これをふまえることとされており、本町は国が定めた基準のとおり定めます。

なお、この条例の施行は、子ども・子育て支援法の施行日からとしております。

これで、議案第131号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第132号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て関連3法の成立により改正された児童福祉法により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準につきまして、新たに市町村が条例で定めなければならないこととされたことから、本条例を制定するものであります。放課後児童健全育成事

業の設備及び運営に関する基準の主なものは、児童一人につき必要な面積 1.65 ㎡、職員の配置、資格、開所時間及び開所日数などであります。この基準を定めるにあたっては、国が示した従うべき基準及び参酌すべき基準、これをふまえることとされており、本町は国が定めた基準のとおり定めてまいります。

なお、この条例の施行は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、これは平成24年法律第67号でありますが、これの施行の日からといたしているところであります。

これで、議案第132号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 133 号 大山町営住宅の条例を一部改正することについてであります。

本案は、昭和45年度に建設をし築後43年が経過、老朽化が著しく空き家となりました町営茶畑団地1棟2戸を、本年3月に解体したことにともない、茶畑団地の管理戸数を2戸減じて6戸とするものであります。

以上で、議案第133号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第134号 新町まちづくりプランの変更についてであります。

変更の主な内容につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律、これは平成24年法律第36号でありますが、これの制定により、新町まちづくりプランに基づく合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、新町まちづくりプランの計画期間を平成31年度まで延長するものであります。併せて、合併特例債の活用予定事業として廃棄物施設改修工事など8事業を追加するとともに、財政計画の修正を行うものであります。

以上で、議案第134号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第135号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。本案は、平成26年9月大山町議会定例会において、変更議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。変更内容は、少人数学級の実施に関する協力金を追加するものであります。

以上で、議案第135号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 136 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、名和クリーンセンター焼却施設修繕工事の新規計上など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため 既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第8号は、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,228万5,000円を追加を

し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億2,037万円とするものであります。

次に、第1表を歳入から款をおって主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第5款町税は町民税1,074万8,000円、固定資産税1,000万円を追加をし、市町村たばこ税400万円を減額いたしております。

第35款地方交付税は2億7,802万6,000円を追加いたしております。

第 45 款分担金及び負担金は 88 万 1,000 円の追加で、第 10 項負担金の民生費負担金で老人施設入所措置負担金を追加いたしております。

第 55 款国庫支出金は 2,068 万 4,000 円の減額で、主なものは、第 10 項国庫補助金の 商工費国庫補助金で街なみ助成事業補助金 1,586 万 4,000 円を減額いたしております。

県支出金は 2,492 万 2,000 円の減額で、主なものは、第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で新規就農者総合支援事業補助金 600 万円、漁業雇用促進緊急対策事業補助金 231 万円、商工費県補助金で鳥取県工業団地再整備事業補助金 1,414 万 6,000 円のそれぞれ減額などであります。第 65 款財産収入は 312 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 5 項財産運用収入で大山町土地開発公社清算に伴う出資金返還金 300 万円を計上いたしております。第 70 款寄附金は 67 万 9,000 円の追加で、小規模急傾斜地崩壊対策事業寄附金 47 万 9,000 円と小・中学校の図書購入寄附金各 10 万円を計上いたしております。第 85 款諸収入は 273 万 5,000 円の追加で、主なものは第 25 項雑入のなかの雑入で大山町土地開発公社清算に伴う剰余金 195 万 1,000 円を計上いたしております。第 90 款町債は、9,430 万円を減額いたしております。

次に歳出につきまして、人件費を除く主なものにつきましてご説明を申し上げます。 第 5 款議会費は、18 万 1,000 円の追加で、主なものは会議録調整委託料を追加いた しております。第 10 款総務費は、4,604 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 5 項

総務管理費の一般管理費で、ふるさと応援基金事業記念品 500 万円、財政調整基金積立

金 5,000 万円、企画費で地域自主組織の設立に伴い地域自主組織育成支援モデル事業補

助金 260 万円、若者移住定住促進事業補助金 300 万円、電子計算費で番号制度に係るシステム改修委託料 548 万 9,000 円の追加などであります。第 15 款民生費は、339 万 8,000 円の減額で、主なものは、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で、国民健康保険

特別会計繰出金 658 万 4,000 円、老人福祉費で実績に伴う敬老会食糧費 128 万 7,000 円の減などであります。第 20 款衛生費は、2,295 万 9,000 円の追加で、主なものは第 5 項保健衛生費の環境衛生費で、投棄廃棄物処理委託料 100 万 9,000 円、第 10 項清掃費

の塵芥処理費で名和クリーンセンター焼却施設修繕工事 2,155 万 4,000 円の新規計上な

どであります。第 30 款農林水産業費では、6,100 万 2,000 円の追加で、主なものは、 第 5 項農業費の農業振興費でイノシシ等捕獲奨励金 100 万 5,000 円、とっとり発 6 次産 業化総合支援事業補助金 165 万 5,000 円、農地費で起債の繰上償還に伴う農業集落排水

事業繰出金 6,587 万 9,000 円、農業施設運営費で名和農業者トレーニングセンター照明

修繕工事 462 万 7,000 円の追加などであります。

第 35 款商工費は、1,113 万 8,000 円の減額で、主なものは、第 5 項商工費の観光費で実績に伴う案内看板等設置工事 200 万円、街なみ協議会活動補助金 1,300 万円の減などであります。第 40 款土木費は、2,410 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 30 項下水道費の公共下水道費で、起債の繰上償還に伴う繰出金 3,096 万 4,000 円の追加などであります。第 45 款消防費は、248 万 8,000 円の追加で、主なものは、第 5 項消防費の非常備消防費で、消防団員費用弁償が 285 万 5,000 円の追加などであります。第 50 款教育費は、1,714 万 9,000 円の減額で、主なものは、第 20 項社会教育費の文化財費で、実績に伴う作業員賃金 1,014 万 7,000 円、町内開発試掘調査事業借上料 340 万円の減などであります。第 90 款予備費は、3,719 万 1,000 円を追加いたしております。

なお、人件費の補正でありますが、37 ページから 39 ページに記載をいたしていると ころであります。

次に予算書5ページの第2表地方債補正でありますが、地方債発行額の抑制のため、 臨時財政対策債1億円の減額、合併特例事業債、自然災害防止事業債、辺地対策事業債、 そして過疎対策事業債を起債区分の変更や事業の増減等に伴いそれぞれ増減いたしてお ります。

以上で、議案第136号の説明を終わります。

続きまして、議案第 137 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第 2 号)につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、中国電力及びNTTによる電柱更新や道路改良工事に伴う支障移転工事費及びDネット新規引き込み工事費の不足等に伴う増額のため、所要の増額を行い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 422 万 7,000 円を追加をし、歳入歳出それぞれ3 億 5,965 万 5,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款繰入金の 352 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金を増額するものであります。第 30 款諸収入の 40 万円は、県道・町道改良工事に伴う支障移転工事費の補償金を増額するものであります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費422万7,000円の増額の主なものは、県道、町道改良工事及び中電、N TTの電柱更新に係る支障移転工事費400万円であります。

以上で、議案第137号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 138 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、規定の歳入歳出予算をそれぞれ 1 億 3,911 万 1,000 円を増額をし、歳入歳出予算総額をそれぞれ 24 億 5,797 万 4,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 15 款国庫支出金 4,430 万 6,000 円の増は、保険給付費の増加に伴う国庫負担金等の増額が主なものであります。第 25 款療養給付費等交付金 294 万 7,000 円の増は、前年度分の追加交付によるものであります。第 30 款県支出金 897 万 4,000 円の減は、特別調整交付金の減額が主なものであり、保険財政共同安定化事業の拠出超過額が減額の見込みとなったためであります。第 35 款共同事業交付金 9,985 万 3,000 円の増は、共同事業の対象となる高額な医療費の増加によるものであります。第 50 款繰入金 658 万 4,000 円の減は、一般会計繰入金の減であり、主に国民健康保険税の軽減に係るものであります。第 55 款繰越金 635 万 2,000 円の増は、前年度からの繰越金であります。第 60 款諸収入 121 万 1,000 円の増は、第三者の行為によって生じた給付に係る損害賠償金の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費244万3,000円の減は、主に人事異動に伴う人件費の減によるものであります。第10款保険給付費1億3,690万8,000円の増は、主に一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の増によるものであります。第55款諸支出金434万1,000円の増は、国・県支出金の前年度分の精算に係る返還金であります。第90款予備費を30万5,000円増額をし、歳入歳出の調整を行うものであります。

以上で議案第138号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 139 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人件費をはじめとする診療所運営業務経費の精査により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億6,960万8,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第30款繰入金を11万円増額するものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 41 万円の増額は、主に人件費と需用費に係る今後の必要額を精査をし、調整したものであります。第 10 款医業費の 30 万円の減額は、医療機器借上料を精査したものであります。

以上で、議案第139号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 140 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) につきまして、説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,639 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を それぞれ 21 億 7,143 万 4,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 15 款国庫支出金 448 万 5,000 円の増額は、保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付及び介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金によるものであります。第 20 款支払基金交付金 614 万 8,000 円の増額は、保険給付費増に対する介護給付費交付金の追加交付によるものであります。第 25 款県支出金 178 万 6,000 円の増額は、保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 30 款繰入金 378 万円の増額は、主に保険給付費増に対する町負担分介護給付費の増及び介護保険システム改修事業による事務費の増額によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費454万9,000円の増は、主に介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費の計上によるものであります。第10款保険給付費1,170万円の増額は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものであります。

以上で、議案第140号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 141 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) につきまして、説明を申し上げます。

内容として、歳入は他会計繰入金の増額、地方債の減額、歳出は事業費及び公債費の増額であります。既定の歳入歳出の予算総額から、それぞれ 6,287 万 9,000 円を増額をして、歳入歳出それぞれ 5 億 2,764 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 25 款繰入金 6,587 万 9,000 円の増額は、事業費及び公債費の増額、地方債の減額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 40 款町債 300 万円は地方債の減額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款事業費第5項総務管理費2万1,000円の増額は、給料、職員手当等であります。 第10項農業集落排水事業費248万円の増額は光熱水費が243万円、通信運搬費が5万円の増額であります。

次の農業集落排水施設整備の300万円の減額は財源組替によるものであります。

第 10 款公債費 6,037 万 8,000 円の増額は、減債のための繰上償還元金が 5,024 万 7,000 円の増額、繰上償還に伴う償還補償金が 1,013 万 1,000 円の増額であります。

以上で、議案第141号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 142 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) についてでございます。

内容といたしまして、歳入は他会計繰入金の増額、歳出は事業費及び公債費の増額であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,096万4,000円を増額をし、歳入歳出それぞれ4億3,505万6,000円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 25 款繰入金 3,096 万 4,000 円の増額は、事業費及び公債費の増額によるもので、 一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款事業費第10項公共下水道事業費326万円の増額は、光熱水費が163万円の増額、汚泥処理委託料が163万円の増額であります。第10款公債費2,770万4,000円の増額は、減債のための繰上償還元金が2,308万1,000円の増額、繰上償還に伴う償還補償金が462万3,000円の増額であります。

以上で議案第142号の提案理由の説明を終わります。

以上、審議よろしくお願い申し上げます。

# 散会報告

○議長(野口 俊明君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、12月16日に会議を開き、一般質問を行いますので、9時30分までに本議場 に集合してください。本日はこれで散会します。

\_\_\_\_.

午前 11 時 12 分散会